

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 22 年 7 月 13 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立期間のうち、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日を昭和 47 年 1 月 1 日、資格喪失日を同年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、9 万 8,000 円とすることが必要である。

さらに、申立期間のうち、昭和 46 年 12 月 20 日から 47 年 1 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を 46 年 12 月 20 日に訂正し、同年 12 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 20 日から 47 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A株式会社本社から同社B事業所に転勤となり勤務していた申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間について転勤はあったが、継続してA株式会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、申立人の雇用保険の加入記録、複数の同僚の証言及び同僚の被保険者記録により、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成 22 年 7 月 13 日付け

で、総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、申立期間のうち昭和47年1月1日から同年5月1日までの期間について、申立人と氏名及び生年月日が一致するA株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票が確認できること、及び当該原票に記載された厚生年金保険記号番号は申立人の同社本社における記号番号と一致する上、健康保険整理番号は、オンライン記録上は欠番となっていることから、当該原票の記録は申立人に係る記録であると認められ、事業主は、申立人が同年1月1日に被保険者資格を取得し、同年5月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和46年12月20日から47年1月1日までの期間については、雇用保険の加入記録、複数の同僚の証言及び同僚の被保険者記録により、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（46年12月20日にA株式会社本社から同社B事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における昭和47年1月の被保険者原票の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は昭和57年3月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成13年8月及び同年9月は24万円、同年10月から14年1月までは22万円に訂正することが必要である

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から14年2月1日まで

ねんきん特別便において、平成13年8月1日から14年2月1日までの期間の標準報酬月額が11万円となっていた。勤務していた株式会社Aを退職後受給した雇用保険の求職者給付の額が月平均15万円くらいであることから、申立期間に係る標準報酬月額が11万円とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係るオンライン記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する11万円よりも高い記録（平成13年8月及び同年9月は24万円、同年10月から14年1月までは22万円）と記録していたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（14年4月16日）の後の同年4月25日付けで、13年8月1日にさかのぼって標準報酬月額を11万円に引き下げている。

また、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は平成14年5月から同年11月までの期間に雇用保険の失業等給付を受給していることが確認でき、当該給付は求職者給付の基本手当であると推認できることから、同給付額を基に申立人に支払われた離職前6か月間の賃金の平均月額を推計すると約28万円となり、オンライン記録の訂正前及び訂正後の標準報酬月額より高いことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、上記標準報酬月額に係る訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正が

あったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 13 年 8 月及び同年 9 月は 24 万円、同年 10 月から 14 年 1 月までは 22 万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年11月18日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、当初の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが必要である。

さらに、申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成6年3月、同年4月及び同年6月から同年9月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額の記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年11月18日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかった。

しかし、私は、申立期間にB事業所に勤務していた（厚生年金保険は、A事業所で加入。）。

雇用保険の記録は平成6年11月17日離職と記録されているほか、当時の給与明細書を保管しており、厚生年金保険の記録が同年3月31日喪失とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、平成6年11月17日までB事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が勤務していたとするB事業所の元事業主は、「申立人はB事業所の社員として入社したが、厚生年金保険の加入を望む社員については、

実母が経営するA事業所で同保険に加入させ、B事業所が支払う給与から当該保険料を控除していた。」旨供述しているところ、申立人から提出のあった平成6年3月分から同年9月分までのB事業所の給与明細書から、申立人は当該期間について、厚生年金保険料を当該事業所の元事業主により給与から控除されていたことが認められる。

以上のことから、申立人の主張どおり、申立期間当時、申立人はA事業所の被保険者として厚生年金保険に加入していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A事業所は、平成6年12月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同社に係る申立人の資格喪失日は、同日以降の7年1月4日付けで、当初、6年11月18日と記録されていたものを同年3月31日にさかのぼって訂正されていることが確認できるほか、他の同僚の記録においても、申立人と同様に7年1月4日付けで被保険者資格を喪失した旨の記録を6年3月31日にさかのぼって訂正されているものが多数存在しており、当該訂正処理がされた複数の同僚は、当初記録されていた資格喪失日まで勤務していた旨供述していることから、当該訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA事業所における資格喪失日は、雇用保険の記録におけるB事業所の離職日の翌日である同年11月18日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、20万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年3月、同年4月及び同年6月から同年9月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間の厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、B事業所の元事業主も不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 41 年 4 月まで
② 昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間①については、私が市役所の窓口で保険料を納付し、申立期間②及び③については、私が市役所等で免除申請していたはずであり、未納とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 2 月に社会保険事務所から A 市に対して申立人及びその元夫と連番で払い出されていることから、申立人は、当該払出日以降に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、これを前提とすれば、A 市に手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、オンライン記録上、申立期間①及び②について、申立人の元夫についても、申立人と同様に国民年金の未納期間とされていることが確認できる。

さらに、A 市が保管する国民年金被保険者名簿上、昭和 62 年 3 月までの申立人の国民年金の未納月数が 124 月である旨の記載が確認できるところ、オ

ンライン記録の未納月数と一致している。

加えて、申立人は病気のため、国民年金の加入手続及び申立期間①における保険料の納付状況並びに申立期間②及び③における免除申請に関する具体的供述が得られず、保険料の納付状況等が不明である上、申立期間①の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、日記等）並びに申立期間②及び③の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付及び免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 10 日から 9 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、平成 7 年 5 月から株式会社 A に勤務し、B の業務に就いていた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間に株式会社 A に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所の事業主は、「申立期間当時、従業員の出入りが多かったため、全員を厚生年金保険に加入させていたかについては不明である。」旨供述している。

また、株式会社 A に係るオンライン記録において、申立期間当時、同社で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚 8 人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会したところ、回答を得られた 4 人全員は、「申立人の厚生年金保険の加入については、分からない。」旨回答している。

さらに、当該事業所のオンライン記録上、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は、オンライン記録上、申立期間について国民年金に加入し、申請免除期間とされている上、平成 5 年 9 月 16 日から 11 年 2 月 19 日までの間、C 町の国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、昭和 16 年*月にA学校を卒業し、17 年 1 月からB株式会社C事業所に正社員として入社し、配属先のD係において、E業務を専門に行っていた。
申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするB株式会社C事業所は、申立期間当時、労働者年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人の具体的な供述から、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、申立期間当時の労働者年金保険法において適用対象となり得る被保険者は、一般職員を除く男子筋肉労働者に限られていたところ、申立人は申立期間当時、E業務を専門に行っていたと供述しており、その業務内容から判断すると、労働者年金保険法の適用対象ではなかったものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票において、備考欄に「㊟」との押印が確認できるところ、この押印は、厚生年金保険法が昭和 19 年 6 月 1 日に施行され、被保険者の適用範囲が拡大されたことにより新たに被保険者となったことを表すものであることから、それ以前の期間は労働者年金保険の適用対象者ではなかったものと考えられる。

さらに、申立人が同様の業務に従事していたとして名前を挙げた同僚につ

いても、B株式会社C事業所において、申立人と同じく昭和19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1134

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 9 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、A区のB施設内にあったC事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶は具体的であるほか、Dビル管理事務所の供述から、申立期間当時、A区に所在するDビル内にC事業所名の店舗が所在していたとみられることから、勤務期間は特定できないが、申立人はC事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記管理事務所は、「申立期間当時、Dビル内でC事業所という名前の事業所は確かに営業しており、当時の資料によると、昭和 41 年 7 月から 48 年 1 月までE事業所と賃貸契約をしていたが、当該事業所は昭和 50 年ごろに閉鎖しており、事業主の所在等は分からない。」旨供述している上、Dビルの所在地を管轄する法務局の登記簿目録からC事業所と類似した名称の事業所が存在していたことは確認できるが、当該事業所の商業登記簿は 49 年に閉鎖しているため、正式な事業所名や所在等は確認できなかった。

また、オンライン記録及び事業所名簿によると、C事業所及びE事業所のいずれについても厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

さらに、申立人は事業主及び同僚の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入の

取扱いについて確認することはできない。

このほか、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月2日から37年7月16日まで
② 昭和37年7月16日から38年1月4日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①について脱退手当金を受給しており、申立期間②について加入していた事実が確認できないとの回答をもらった。

しかし、私は、A株式会社B事業所に昭和23年春から38年6月まで勤務しており、脱退手当金を受給したこともないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後（昭和35年1月から事業所が閉鎖される38年8月までの期間）に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たさない被保険者及び受給の意思が無いと推認できる被保険者（資格喪失2か月以内に国民年金又は厚生年金保険に加入した者）を除く者は22人確認できるところ、このうち申立人を含め13人に当該事業所の被保険者資格喪失後に脱退手当金の支給記録が確認できる。

また、申立人と同時期に当該事業所に勤務していたことが確認できる15人に照会したところ、回答があった6人のうち2人は「結婚して退社する人は脱退手当金をもらった方がよいと言われていた。」旨の証言をしている上、同事業所の総務担当者も「当時、結婚されて脱退手当金を受け取った方はいたので、脱退手当金の説明は行っていたと思う。」旨回答していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われていた可能性が

高いものと考えられる。

さらに、年金事務所に保管されている脱退手当金支給名簿において、申立人の氏名、脱退手当金の支給決定日及び支給金額が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえな。

加えて、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、申立人の具体的な記憶及び同僚の証言から、申立人が申立期間①の後に、再びA株式会社B事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立期間①に係る脱退手当金の支給記録があることから、脱退手当金の請求手続上、申立期間①に引き続く申立期間②当初において、申立人は、同社同事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと考えられる。

また、A株式会社B事業所の後継事業所に対し、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除等について照会したが、「資料が無く不明である。」として、関連資料及び供述等は得られなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者原票上、申立人は昭和37年7月16日にA株式会社B事業所の被保険者資格を喪失し、38年1月4日に新たな記号番号により再び同社同事業所の被保険者資格を取得している上、申立期間②について申立人が同社同事業所において厚生年金保険料を控除されたことをうかがわせる具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間②について厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月から 3 年 7 月まで

年金事務所に A 株式会社に係る厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、当時の給与月額と標準報酬月額が相違していることが分かった。

私の申立期間当時の給与月額は 14 万円前後で、月額 1 万 2,000 円から 1 万 3,000 円くらいの厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶しており、標準報酬月額の記録が 11 万 8,000 円とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間前後の記録に比べて低額となっていることは納得できないとして申し立てている。

しかし、A 株式会社が、申立期間当時加入していた B 厚生年金基金（現在は、C 厚生年金基金。）から提供のあった加入員台帳によると、申立人の当該基金の加入期間及び厚生年金保険標準報酬月額は、オンライン記録とすべて一致しているほか、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、当該事業所は、平成 11 年 9 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、元事業主は既に死亡しているほか、他の役員の所在も不明なことから、申立てを裏付ける供述及び関連資料は得られない。

さらに、申立人が申立期間当時、当該事業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚及びオンライン記録から申立人とおおむね同じ時期（約 1 年前後）に申立人と同じく同社 D 事業所に採用となった 9 人に対し、申立期間当時の状況について照会したところ 4 人から回答を得られたが、いずれも「自

分や申立人の標準報酬月額が事実と相違しているのかは分からない。」旨供述しており、申立てを裏付ける証言等は得られない。

加えて、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期とおおむね同じ時期に、A株式会社D事業所で被保険者資格を取得したことが確認できる24人について、標準報酬月額の推移を調査したところ、申立人と同様に、申立期間に係る標準報酬月額がその前後の標準報酬月額と比べて減額されている者が複数確認でき、申立人の標準報酬月額のみが減額されたという事情は見当たらず、一連の記録に特段の不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。